

2/17 電力調達に係る合同見積り事業 事前説明会 Q&A

Q1 今回の見積事業の結果を公開する予定はあるのか。

A1 参加施設には1次見積もりの価格と最終決定価格の公開を行う予定です。(会員専用ホームページに公開予定)

Q2 法人内に非会員の施設がある場合、事業参加対象扱いになるのか。

A2 今回法人単位での参加扱いとするため、法人の中に県老協会員施設があれば対象とします。

Q3 来年も老協協主体で事業をおこなっていくのか。

A3 本事業は継続しておこなっていく予定です。

Q4 スケジュールに記載されている空きの期間(旧電力契約終了日～新契約での供給開始日)の意味。その間の電力供給はどうなるのか。

A4 改めて電力事業者を確認したところ、当初事業への参加を検討いただく施設には令和2年6月30日までの契約期間としていただくよう周知していましたが、本事業で電力事業者が決まり、それぞれの供給開始日が決定するまでは、現供給会社との契約を継続していただくようお願いいたします。(具体的な供給日が決定後、新旧電力事業者間で供給切り替えまでの調整が行われます)
なお、契約延長の契約内容によっては違約金が生じる場合もあるため、現契約の約款等を確認いただきつつ、かかる費用面等も考え、法人内での検討をお願いします。

契約手続き例

5月末日までの契約の場合：6月からの契約は現契約業者で契約を更新する。(期間は現契約業者と相談して下さい。また、中途解約についても確認をお願いします。)

→合同事業により新契約業者が決定する。

→速やかに更新した契約業者に解約の申し入れを行う。(切り替えの3か月前に現契約業者に通知するのが一般的です。切り替えまで約3か月を要します。切り替えまでの期間は更新した契約業者の料金となります)

→3か月後に新契約業者からの供給となる。

注意：①更新契約が更新前の契約価格より安価で契約した場合、違約金が発生する場合がありますので契約業社に確認をして下さい。

②契約手続き例は一般的な例ですので、合同見積り事業に参加の際は契約業者との契約をよく把握し検討し参加して下さい。

Q5 現在契約をしている電力会社に問い合わせをしたところ契約を終了日以降は、電力供給はできないといわれたがどうすればよいか。

A5 A4の回答と同様。

Q6 デイサービス等規模の小さい施設であり、家庭用の電力を使用している場合、参加することはできるのか。

A6 今回「高圧電力契約のみ」を対象とするため、それ以外は参加できません。

Q7 第2回見積りで不成立が起こる場合とはどのような場合を想定しているのか。

A7 1回目の見積もり結果を参考に2回目は老協の提案価格（1回目の参加業者から出された各施設見積価格を参考に、それぞれの施設の最低額を提案価格と致します）となります。その価格で電力事業者が承諾しない場合は事業不成立となります。なお、承諾した電力事業者が複数おり、再見積りの結果が同額であった場合は、公平性を確保するため抽選と致します。

Q8 この取り組みを行っている前例はあるのか。理事会で議決をとる時にどの程度改善が見込まれるのか等具体的な数値を示す必要があるがどのように説明できるか。

A8 同じような団体で行っている事例はないですが、民間会社で行っているところもあります。そのため、具体的な数字を答えることはできませんが、理事会で議決をとる際には①この事業に参加する事で違約金（契約内容による）以外費用が発生することはないこと、②法人単体での交渉に比べて扱う総電力量が多くなることで費用を抑えることができる可能性があること、③事業不成立の場合でも現状維持であり、各電力業者の見積価格が入手できるため更新時に有利な交渉ができることなどから参加の検討をお願い致します。

Q9 電力事業の参加について、理事会にかける根拠は？

A9 平成29年3月29日老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」において、「時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合」は随意契約によることができるとされています。その場合、社会福祉法改正により入札が必要な基準は1000万円とされていますが各法人において別途基準を設けている場合もあるため、その際には理事会での議決が必要となることが想定されます。県の指導監査担当にも実施にあたり事業内容等確認を行っており、上記の随意契約の根拠に当てはまることの確認を取っています。しかしながら参加にあたって理事会での議決を得るとともに議事録への記載をしておく旨指導があったので、法人内で確実な対応をお願いいたします。

Q11 参加申し込みをした場合、途中でやめることはできるのか。

A11 3月31日までの申込期間に申し込みをした法人は原則途中での離脱はできません。(途中離脱は総電力量が変わり他法人に迷惑をかけるため。)

Q12 今年度事業に参加し、来年度は辞めるということもできるのか。

A12 来年度の参加については自由です。

Q13 新電力を使用した場合、東京電力と比べて、非常時(災害時)のリスクや復旧期間に差があるのではないか。

A13 各電力会社が供給する電力は、同じ送配電網を利用して区別なく一緒になって需要場所に送られるため、災害時のリスクや復旧スピードに差はありません。また、送電線のトラブルについては、契約先が新電力であっても引き続き東京電力が対応するのでご承知おきください。